

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

(1) 国・東京都における環境政策を取り巻く状況

平成5年に我が国の環境政策の根幹をなす「環境基本法」が定められて以来、第4次までにわたる「環境基本計画」の策定（平成24年4月：第四次環境基本計画閣議決定）をはじめ、各種関連法の制定や計画の策定など、環境に対する様々な取組が進められてきました。

そして、近年において、我が国では、地球温暖化防止という人類共通の課題に取り組むための国際枠組みづくりに向け、平成21年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催された国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）及び京都議定書第5回締約国会合において、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減するという目標を示しました。

このようななか、平成23年3月11日に発生した東日本大震災が、私たちの想像を絶する未曾有の被害をもたらしたこと、そして、それに伴い発生した福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質の拡散などの問題をもたらしました。そして、相次ぐ原子力発電所の運転停止により電力需給の問題が発生し、私たちの暮らしとエネルギー問題を取り巻く状況は新たな局面を迎えています。

さらに、平成23年12月に開催された国連気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）において、我が国は、平成14年に国連気候変動枠組条約第8回締約国会議（COP8）で批准された京都議定書の期間の延長には参加しない旨を所信表明し、今後は、独自に国内における温室効果ガスの削減に向けて自主的な排出抑制の取組を行うこととなりました。

また、平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」が改正され、平成22年度から、工場・事業者単位で、エネルギー使用量の報告義務が課せられるようになったことを受け、東京都でも、平成20年度に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）」が改正され、平成22年度から都内中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」や、都内大規模事業所を対象とした「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」が始まりました。

東京都では、顕在化している気候変動に先導的に対処するとともに、首都直下地震などの災害に備えかつ都市の競争力の源泉であるオフィス空間・居住環境の快適性を維持していくため、平成24年5月に「省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」を策定し、低炭素・快適性・防災力を同時に実現する、将来の「スマートエネルギー都市」を目指した取組を示しました。

一方、生物多様性については、我が国では、平成22年に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催され、“2050年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される”という中長期目標などが「愛知目標」として合意されたのをはじめ、遺伝資源のアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」の採択などが行われたことを契機に、我が国における生物多様性の保全に対する機運が高まりました。このことにより国では、第三次生物多様性国家戦略に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する総合的な施策を進め、平成24年9月には、生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略2012-2020を閣議決定

しました。

東京都においても、平成 24 年 5 月、これまでの緑の量を確保する取組に加え、生物多様性の保全など緑の質を高める視点を強化する将来的な施策の方向性を示し、都の生物多様性地域戦略の性格を併せ持つ「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定し、今後、都では、この戦略に基づき、緑の量・質ともに配慮した施策が展開されることとなりました。

(2) 府中市の動向

本市においては、平成 11 年に本市の環境行政推進の根幹をなす「府中市環境基本条例」を制定し、その後、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「府中市環境基本計画」を平成 15 年 2 月に策定し、同計画に基づく様々な環境施策を展開してきました。平成 16 年 2 月には、市民・事業者・行政の日常生活及び事業活動における具体的かつ実践的な環境保全行動を促進するため、「府中市環境行動指針」を策定しました。

また、その後、平成 21 年 8 月に「府中市緑の基本計画 2009」、平成 22 年 1 月に「府中市都市計画に関する基本的な方針（府中市都市計画マスタープラン）」等が策定・改定され、平成 23 年 3 月には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「府中市地球温暖化対策地域推進計画」を策定するなど、本市の良好な環境づくりに必要な計画等を整備しながら、様々な環境政策を展開してきました。

さらに、平成 23 年 12 月には、府中市環境基本計画及び環境行動指針に基づき、環境保全に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援するため、府中市環境保全活動センターを開設し、市民・事業者・行政のパートナーシップを構築する拠点として、活動を展開しています。

このようななか、4月 22 日の「国際母なる地球デー」や 6 月 5 日の「環境の日」など、世界的な環境への意識の高まりや、本市の環境を取り巻く背景を踏まえ、本市の今後のよりよい環境づくり、そして、地球規模の環境問題に貢献し、後世によりよい環境を残していくため、平成 26 年 3 月に第 1 次府中市環境基本計画の計画期間が終了することに伴い、第 2 次府中市環境基本計画を策定することとなりました。

2 計画策定の趣旨

本計画は、現在及び将来の市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を確保することを目的に定められた「府中市環境基本条例」に示される基本理念の実現に向けて、環境の保全に関する目標、施策の方向性のほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものです。

■府中市環境基本条例に掲げられた基本理念

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能なまちづくりを目的として、全ての者の積極的かつ自主的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、全ての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

資料：府中市環境基本条例

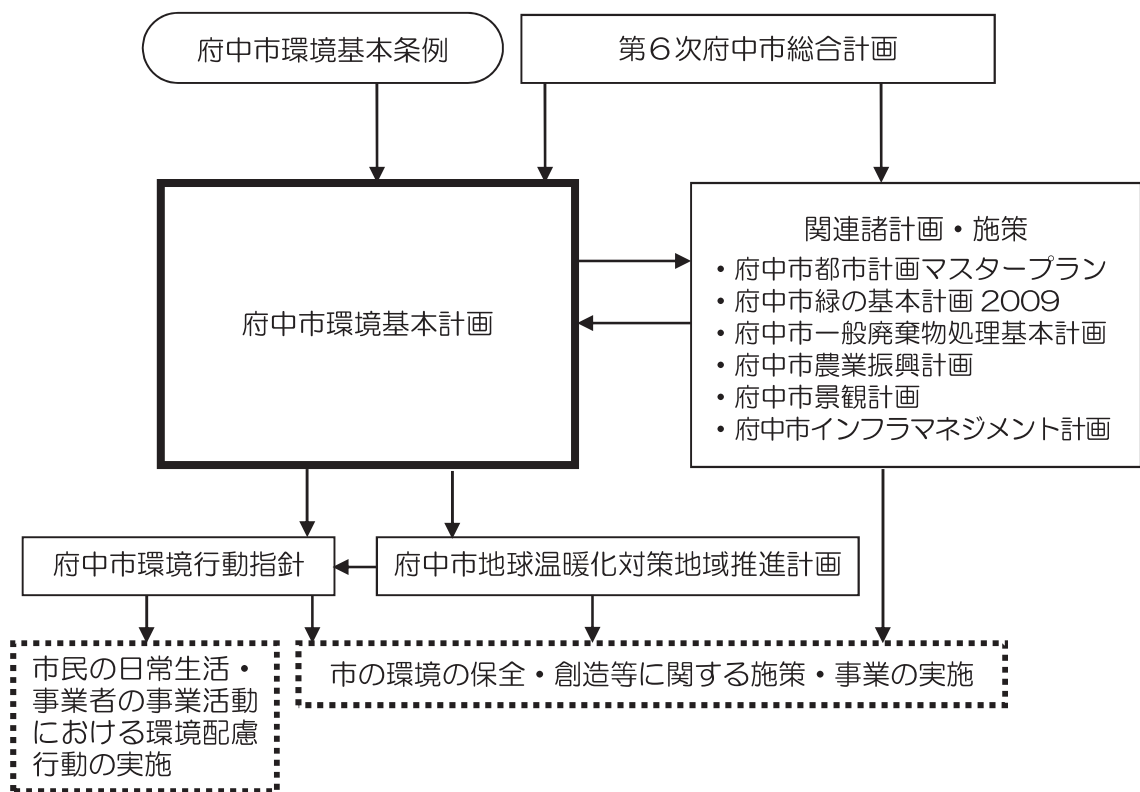
3 計画の位置付け

本計画は、本市における環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定める「府中市環境基本条例」に基づくものであるとともに、「第6次府中市総合計画」に示された施策を環境面から具体化し、支えていくものです。

本計画では、本市の良好な環境づくりに向けての基本的な考え方、目標及び達成手段を明らかにするものであり、本市における各種計画及び施策の環境に関連する分野を立案・実施することに当たっての基本的な考え方を示しています。

本計画で示す施策の実施に当たっては、本市における他の計画と整合・補完・連携して展開していきます。

さらに、本計画で示す環境の将来像の実現に当たっては、市民、事業者が環境に配慮した取組を行い、本市を含めて連携していくことが必要なことから、各主体の取組についても示す計画となっています。



4 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

●自然環境に関わること

緑や水辺、動植物に関わる環境について取り扱います。主に多摩川や崖線などに代表される、地域の豊かな自然の保全・創造に関わるような要素が含まれます。

(例：緑、水辺、生物など)

●生活環境に関わること

日常の生活活動に関わる環境について取り扱います。主に都市型公害や身近な環境汚染に関わる要素が含まれます。

(例：大気、水質、騒音・振動、土壌など)

●都市・文化環境に関わること

生活にやすらぎと潤いを与える快適な生活空間づくりに関わる環境について取り扱います。都市づくり、公園や景観、環境美化、まちにおける歴史や文化などに関わる要素が含まれます。

(例：公園、都市基盤、歴史・文化、景観、環境美化など)

●低炭素・循環型社会の構築に関わること

地域や国を越えたグローバルな視点に立った環境の取組について取り扱います。エネルギー問題や資源循環、地球温暖化など、日常生活や事業活動が地球に与える環境負荷に関わる要素が含まれます。

(例：地球温暖化、リサイクル・ごみ、酸性雨など)

●環境パートナーシップに関わること

あらゆる環境の保全・創造の取組に向けて、行動する人づくりや実践者の拡大、各主体の連携等について取り扱います。環境教育・学習や、様々な立場、世代、年齢の市民一人ひとりの意識向上、人材育成に関わる要素が含まれます。

(例：環境学習・教育、情報収集・共有、環境配慮行動実践者の拡大など)

5 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 26 年度から平成 34 年度までの9年間とします。なお、それ以降の計画は、総合計画の計画期間に合わせます。

また、計画期間内においても、計画の進捗状況や社会情勢等の変化など必要に応じ、適宜、計画の見直しを行うものとします。